

報酬額基準表（消費税別）

令和2年10月12日

注、下記の費用は標準的なもので、目安としてご利用ください。具体的業務内容をお伺いの上、お見積りいたします。

【1】不動産登記						
番号	登記の種類	業務内容	報酬額（標準）	登録免許税	具体的業務内容	備考
1	相続登記	相続による 所有権移転登記 (不動産の課税価格が 5000万円までの場合)	5万円～10万円	課税価格の4/1000	相続人の戸籍等調査 不動産の調査 遺産分割協議書の作成 登記申請	相続人の人数、不動産の個数により金額が変動します。 (7番参照)
2	所有権保存登記	建物新築による登記	1万円～3万円	課税価格の4/1000 減税対象建物 1.5/1000、1.0/1000	登記申請 減税証明書の取得	居住用建物の場合、登録免許税が減税される場合があります。
3	所有権移転登記	不動産の売買、贈与など (但し、不動産の価格 5000万円以下の場合)	3万～7万円	課税価額に対し 土地売買15/1000 建物売買20/1000 その他 20/1000	業務内容によっては、付属書類作成、日当、立会料などが加算されます。	居住用建物の場合、登録免許税が減税される場合があります。
4	(根) 抵当権 設定登記	金融機関からの融資 (但し、融資金額5000万円以下の場合)	3万円～7万円	債権額の4/1000	不動産調査 登記事項調査 登記申請 登記事項の確認	居住用建物の場合、登録免許税が減税される場合があります。
5	(根) 抵当権抹消 登記	借入金の返済がなされた場合	1万円～2万円	不動産1個について 1000円	不動産調査 登記申請	不動産の個数(敷地の筆数)に応じ増額されます。
6	住所、氏名変更登記	登記事項の住所や氏名が変わった場合	8,000円 ～12,000円	不動産1個について 1,000円	戸籍や住民票の取得は別途費用が掛かります。	不動産の個数(敷地の筆数)に応じ増額されます。
調査業務						
7	相続人の調査費用	市役所での戸籍、住民票の調査費用	1通当たり 1,500円～2,000円	(実費) 戸籍謄本450円 除籍謄本750円 住民票300円	遠隔地の場合郵送費用が別途かかります。	戸籍等の調査は、ご自分で調査することもできます。
	不動産の調査費用	登記事項証明書 地図、各種図面の調査費用	1物件当たり 500円～1000円	(実費) 登記事項証明書334円 地図、各種図面364円	インターネットによる登記情報の取得費用です	

【2】商業登記						
番号	登記の種類	登記の内容	報酬	登録免許税	業務内容	備考
1	会社、法人設立登記	株式会社、法人の設立手続	10万円～	15万円	定款作成・認証、各種議事録等作成	定款認証に5万円かかります。
2	役員変更登記	役員の重任、就任、退任の登記	3万～5万円	1万円(資本金が1億円超の場合は3万円)	株主総会、取締役会議事録等の作成	
3	本店移転登記	本店を移転したとき	3万～5万円	3万円	株主総会、取締役会議事録等の作成	管轄外に本店移転する場合は増額されます。
4	商号、目的の変更	社名、事業目的を変更した場合	3万～5万円	3万円	株主総会、取締役会議事録等の作成	
5	資本金の変更登記	資本金を増加、又は減少したとき	5万～10万円	資本増加：増資金額の7/1000または3万円 資本減少：3万円	株主総会、取締役会議事録等の作成	資本を減少する場合、公告実費が別途必要となります。

【3】裁判手続

番号	訴訟の種類	訴訟内容	報酬	裁判所手数料	具体的業務内容	備考
1	簡易裁判所 訴訟代理業務	貸金返還請求訴訟 建物明渡訴訟 損害賠償請求訴訟	10万円～20万円 (事案により増減します)	50万円まで5千円 100円まで1万円 300万円まで2万円 500万円まで3万円	訴状作成 準備書面、答弁書の作成 証拠の収集及び整理 現地調査など	訴額が140万円以内の簡裁事件について代理人として手続きします。
2	地方裁判所 本人訴訟支援業務	貸金返還請求訴訟 土地明渡訴訟 不動産関係訴訟	5万円～20万円 (事案により増減します)	その他、郵便切手の事前納付があります	訴状作成 準備書面、答弁書の作成 証拠の収集及び整理 現地調査など	訴額が140万円を超える地裁事件について、書類作成業務を通じて本人訴訟を支援をします
3	家庭裁判所への 提出書類の作成業務	相続放棄申述書 不在者財産管理人選任 相続財産管理人選任申立 成年後見人選任申立 遺産分割調停申立 離婚調停申立	2万円～15万円 (事案により増減します)	800円 その他、郵便切手や収入印紙の事前納付が必要な場合があります。	戸籍、住民票等の収集 財産の調査 準備書面、答弁書の作成 証明書、陳述書等の作成	家庭裁判所に提出する書類の作成を行います。

【4】その他の業務

番号	業務の種類	業務内容	報酬	税金等	具体的業務内容	備考
1	遺産承継業務 (包括的な遺産の管理・処分・分割)	相続人の調査 相続財産の調査 遺産分割協議合意支援 不動産登記申請 預貯金、株式等の解約 換価のための売却処分 相続財産の管理	(標準) 遺産総額の 300万円まで30万円 ～3000万円まで2% ～1億円まで1%	・相続税 ・譲渡所得税 ・登録免許税 ・印紙税などがかかる場合があります。	戸籍・住民票等の収集 不動産登記情報調査 預貯金の残高証明書 遺産分割協議書の作成 不動産売却処分 相続財産の口座管理 遺産分割	相続人の人数や遺産の種類内容により報酬は増減します。
2	成年後見等業務	成年後見人、保佐人、補助人選任申立書類作成 法定成年後見人就任 任意成年後見人就任	10万円～15万円 月額2万円～4万円	申立費用800円 登記費用2,600円 郵券3,470円	推定相続人の調査 家庭裁判所へ申立書類作成 本人の財産管理や療養看護の支援	税金等は申立の種類(後見、保佐、補助)により異なります。 報酬は、「法定」の場合裁判所の決定により、「任意」の場合は本人との契約によります。

【5】土地家屋調査士業務

番号	登記の種類	業務内容	報酬	登録免許税	具体的業務内容	備考
1	建物表題登記	建物新築、増築登記 (床面積200㎡以下)	8万円～10万円	非課税	現地調査・写真撮影 登記情報調査 図面の作成 登記申請・受領	遠隔地の場合別途交通費が加算されます。
2	建物滅失登記	建物を取り壊したとき (1棟当たり)	4万円～6万円	非課税	現地調査・写真撮影 滅失証明書 登記申請・受領	遠隔地の場合別途交通費が加算されます。
3	土地地目変更登記	山林を宅地に地目を変えたとき等	4万円～6万円	非課税	現地調査・写真撮影 変更証明書 登記申請・受領	遠隔地の場合別途交通費が加算されます。
4	土地合筆登記	数筆の土地を1つに合筆	5万円～8万円	1,000円	登記情報調査 合筆図作成 登記申請・受領	

【6】行政書士業務

番号	業務内容	許可等の申請先	報酬	手数料等	具体的業務内容	備考
1	建設業許可（業種追加を含む）	県知事許可の場合（大臣許可となる場合にはご相談ください。）	新規：12～20万円 更新：8～15万円	県知事許可：9万円	事前調査、打ち合わせ 許可申請書類の作成、取得、提出。	許可取得業種、取得する書類によって変動します。書類収集等に要する実費は別途申し受けれます。
2	建設業決算変更届	県知事許可の場合（大臣許可となる場合にはご相談ください。）	3, 5～6万円	なし	変更届書、各種決算報告書類の作成、工事経歴書、直三の作成等。（書類作成の素材となるデータは、ご準備ください。）	許可を受けている業種数によって変動します。書類の収集等に要する実費は別途申し受けれます。
3	建設業経営分析申請・経営事項審査	県知事許可の場合（大臣許可となる場合にはご相談ください。）	経営分析申請：3～5万円 経営事項審査：4～6万円	経営分析申請：12,340円 経営事項審査：11,000円～	経営分析申請手続、経営事項審査関係書類の作成、提出。	審査を受ける業種数によって変動します。書類の収集等に要する実費は別途申し受けれます。
4	建設業各種変更届出	県知事許可の場合（大臣許可となる場合にはご相談ください。）	2万円～7万円	なし	事前調査、打ち合わせ 届出書類の作成、取得、提出。	変更内容により増減します。書類の収集等に要する実費は別途申し受けれます。
5	宅地建物取引業許可	県知事許可の場合（大臣許可となる場合にはご相談ください。）	新規：12～20万円 更新：8～15万円	県知事許可：33,000円 （保証協会加入金や保証料等は別途必要となります）	事前調査、打ち合わせ 許可申請書類の作成、取得、提出。	取得する書類、現地調査等の有無によって変動します。書類収集等に要する実費は別途申し受けれます。
6	宅地建物取引業各種変更届出	県知事許可の場合（大臣許可となる場合にはご相談ください。）	2万円～7万円	なし	事前調査、打ち合わせ 届出書類の作成、取得、提出。	取得する書類、現地調査等の有無によって変動します。書類収集等に要する実費は別途申し受けれます。
7	農地法に基づく届出	農業委員会への農地法第3条、4条、5条に基づく農業委員会への届出（市街化区域の転用等）	4万円～10万円	なし	事前調査、打ち合わせ 届出書類の作成、取得、提出。	届出に係る土地の数、現況等により変動します。書類の収集等に要する実費は別途申し受けれます。
8	農地転用許可	農業委員会への農地法第3条、4条、5条に基づく農業委員会の転用許可（市街化調整区域）	11万円～30万円	なし	事前調査、打ち合わせ 許可申請書類の作成、取得、提出。	許可に係る土地の数、現況等により変動します。書類の収集等に要する実費は別途申し受けれます。
9	相続した農地に関する届出	農業委員会への農地法第3条に基づく届出	2万円～5万円	なし	事前調査、打ち合わせ 届出書類の作成、取得、提出。	届出に係る土地の数により変動します。書類の収集等に要する実費は別途申し受けれます。
10	古物商許可	管轄警察署への許可申請	6万円～8万円	19,000円	事前調査、打ち合わせ 許可申請書類の取得、作成、提出。	書類の収集等に要する実費は別途申し受けれます。

*上記以外の業務に関しましても具体的な業務内容を確認させていただき、お見積りいたします。

【7】相談業務

	相談時間	相談料	備考
1	30分以内	3000円	簡単な相談は無料です。
2	1時間以内	5000円	関係資料をご用意ください。
3	1時間以上	5000円プラス 30分毎に2000円加算されます。	関係資料をご用意ください。